

満3歳児の

幼稚園・認定こども園等の預かり保育補助事業

満3歳児のお子さんのいる課税世帯で、保育の必要性がある場合、預かり保育料を補助します。
令和7年8月までは第2子以降に限定していましたが、9月から第1子も対象になります。

1 対象者

この補助の対象となるのは、以下のすべてを満たす子どもの保護者です。

- ア 私立幼稚園・認定こども園（幼稚園機能部分）の満3歳児クラスに在籍している
- イ 「子どものための教育・保育給付認定1号」または「子育てのための施設等利用給付認定新1号」を受けている
- ウ 保護者が稲城市民
- エ 市民税課税世帯（非課税世帯の場合はP.3の6（2）をご覧ください）
- オ 保育の必要性がある

2 補助される金額

日額単価450円×利用日数 が1か月あたりの補助上限額です。

ただし、在籍する園の預かり保育事業が十分でなく、他の園の幼稚園型一時預かり事業を利用する場合は、合算して月額16,300円を上限に補助します。

3 課税状況の確認について

◆令和7年4月から令和7年8月まで

令和6年度の市民税所得割の課税状況を参照します。令和6年1月1日に稲城市に住民登録がない方は、令和6年度市民税課税証明書（コピー可）を提出してください。

◆令和7年9月から令和8年3月まで

令和7年度の市民税所得割の課税状況を参照します。令和7年1月1日に稲城市に住民登録がない方は、令和7年度市民税課税証明書（コピー可）を提出してください。

4 補助を受けるための手続き

以下の書類をそろえて、利用開始希望日より前に、子育て支援課または在籍する施設へ提出してください。遡っての補助はできませんのでご注意ください。

☐ 満3歳児預かり保育確認申請書

☐ 父母それぞれの保育を必要とする事由を証明する書類（下表参照）

☐ 市民税課税証明書（P.1の「3 課税状況の確認について」で稲城市に住民登録がなかった方のみ）

保育を必要とする事由	必 要 書 類
週12時間以上の就労（自営業以外）	就労証明書【稲城市様式】
週12時間以上の就労（自営業） （親族経営の従業員、業務委託を受けている方、フリーランス、会社役員を含む）	①就労証明書【稲城市様式】 ②スケジュール表【稲城市様式】 ③自営の実績がわかる次の(1)～(3)のいずれかのコピー （ただし法人の場合と自宅以外の場所に事業所を構えている場合は提出不要） (1)確定申告書（事業をしている直近年のもの） (2)直近3か月の収入が分かる書類 (3)営業許可証（開業届）
出産 （補助期間は出産月とその前後2か月の最長5か月間）	母子手帳のコピー（父母氏名、分娩予定日の記載があるページ）
疾病・障害	診断書又は障害者手帳等のコピー
週12時間以上の介護・看護	①被介護者の診断書又は障害者手帳のコピー等 ②スケジュール表【稲城市様式】
週12時間以上の就学	在学証明書（入学予定の場合は合格通知のコピー等）
求職中 （補助期間は3ヶ月間）	申請書の求職活動欄に面接予定日、就労相談日等を記入してください。

※1 以下に該当する方は、保育を必要とする事由の証明書類を省略できる場合がありますので、事前に市までお問い合わせください。

①きょうだい児が「子育てのための施設等利用給付認定（新2号）」を受けている

②きょうだい児の令和7年度保育所等入所申込をした

③きょうだい児が認可保育所または認定こども園（保育機能部分）に在籍している

※2 【稲城市様式】の書類は、稲城市ウェブサイトからダウンロードできます。

《稲城市 就労証明書》で検索してください。

※3 就労証明書の有効期間は、証明日から6か月間です。

5 補助の受け方

補助を受け取る方法は代理受領と償還払いの2通りありますが、原則として、市内施設は代理受領、市外施設は償還払いとなります。

◆代理受領

施設が補助金額を差し引いて預かり保育料を保護者に請求します。

◆償還払い

利用料を施設へ支払った後、子育て支援課へ以下の請求書類を提出してください。市から保護者の口座へ振り込みます。対象となる方には、請求期日までに請求書を送付します。

☐ 満3歳児預かり保育交付申請書兼請求書（償還払い用）

☐ 施設に支払った金額のわかる領収証 ※施設が発行

☐ 施設の利用証明書 ※施設が発行

6 ご注意いただきたいこと

（１）補助の開始日は、次の３つのうち最も遅い日となります。

- ・ 1号認定もしくは新1号認定の開始日
- ・ 保育を必要とする事由が生じた日
- ・ 申請書提出日（受理日）

（２）満3歳児クラスの市民税非課税世帯の子どもは、「子育てのための施設等利用給付（新3号）」の対象となることがあります。

（３）この補助金は、満3歳児クラスの3月31日までが補助期間です。
3歳児（年少）クラス以上の子どもで預かり保育の利用料補助を希望する場合は、事前に「子育てのための施設等利用給付（新2号）」の申請が必要です。

【お問い合わせ先】

〒206-8601 稲城市東長沼2111番地

稲城市 子ども福祉部 子育て支援課 保育・幼稚園係

電話 042-378-2111（内線239）